

【令和 8 年度税制改正に伴う、守口市市税条例の一部改正】

1 改正の趣旨及び各税目の主な改正内容

令和 8 年度税制改正に伴い市税条例を改正し対応しておく必要があるため。

① 個人市民税 令和 9 年 1 月 1 日施行

- ・ 公的年金等（所得税法第203条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける一定の公的年金等受給者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出することが追加されたことに伴い、規定を整備します。

② 固定資産税 令和 9 年 4 月 1 日施行

- ・ 固定資産税の免税点を拡充します。

土地 現状維持

家屋 20 万円→30 万円

償却資産 150 万円→180 万円

③ 個人市民税 令和 10 年 1 月 1 日施行

- ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、規定を整備します。

守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例案について

1 改正趣旨

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）により地方自治法及び地方自治法施行令が改正され（令和8年9月24日一部施行）、当該法令を引用している守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の条文に条ずれが生じることとなる。

これに伴い、当該条ずれの規定整備を行うため、下記のとおり守口市職員等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例案を令和8年6月守口市議会定例会に提出する。

2 改正内容

地方自治法等の改正により生じる条ずれの規定整備

3 施行期日

令和8年9月24日から施行する。

守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例案

1 改正趣旨

西部コミュニティセンター改修工事に伴い、施設の区分を改めるため、守口市コミュニティセンター条例の一部を改正する。

2 改正内容

和室1を多目的室に、和室2を和室に改める。

別表第2

改正前			改正後		
区分		利用料 30分につき	区分		利用料 30分につき
西部コミュニティセンター	和室1	略	西部コミュニティセンター	多目的室	略
	和室2	略		和室	略
	略			略	

3 施行期日

規則で定める日から施行する。

守口市手数料条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨及び内容

個人番号カードを有効活用し、市民の利便性の向上及び証明書交付事務の効率化を図ることを目的として、平成28年1月から多機能端末機（主にコンビニで設置されているマルチコピー機）による各種証明書の発行（以下「コンビニ交付」という。）を実施している。

令和8年度、コンビニ交付にて取扱う証明書に「住民票記載事項証明書」を追加し、来庁不要の取り組みを推進しようとするもの。

他のコンビニ交付可能な証明書と同様、別表第9に定める市役所窓口において交付を受ける場合の手数料から100円減額した額とするもの。

⇒ 300円から200円に減額

2 参考

（1）住民票記載事項証明書とは

住民票が住民について「住んでいる」ことを証明する住民基本台帳の情報の写しであるのに対し、住民票記載事項証明書は、住民票にある項目のうち、申請者が必要とする事項のみを記載した書類のこと。

※主な事項：氏名、生年月日、性別、住所、住民となった日、前住所、世帯主名、続柄、本籍地、マイナンバー、住民票コード、在留資格など

（2）当該証明書の他市町村コンビニ交付状況（大阪府下43市町村対象）

大阪市、岸和田市、茨木市、高槻市、河内長野市、大東市、熊取町、岬町、以上8市町村

3 施行期日

規則で別に定める。

⇒ システム改修を終えた令和8年12月頃を予定。

件名	胃部集団検診X線システム
契約の相手方	セイコーメディカル株式会社 大阪支店
契約金額	28,050,000円 (落札率 100%)
納入期限	令和9年3月31日



概要	胃部集団検診X線システム ESPACIO AVANTの ・調達 ・搬入 ・設定及び設置			
入札方法	条件付き一般競争入札 (5月15日開札)	入札結果	入札参加者数	1者 5

行政会議資料

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

1 変更の趣旨

現在、大阪府後期高齢者医療広域連合規約第 17 条において、大阪府後期高齢者医療広域連合の収入の 1 つとして社会保険診療報酬支払基金からの交付金が定められている。

この度、社会保険診療報酬支払基金法の改正により、「社会保険診療報酬支払基金」の名称が令和 8 年 10 月 1 日から「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更されることから文言の変更を行うものである。

なお、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部の変更については、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議を行うこととなる。協議に際しては、同法第 291 条の 11 の規定に基づき議会の議決を経る必要があることから、下記のとおり大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、令和 8 年 6 月守口市議会定例会に提出するものである。

2 変更内容

第17条中の「社会保険診療報酬支払基金」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

3 施行期日

令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及び
これに伴う大阪広域水道企業団規約の一部変更に関する協議について

1 規約変更趣旨

泉大津市、箕面市、門真市（3 団体）の水道事業を大阪広域水道企業団の共同処理する事務とし、大阪広域水道企業団規約を変更するにあたり、地方自治法第 286 条第 1 項に基づき全構成団体で協議するため、同法第 290 条の規定により令和 8 年 6 月守口市議会定例会に議案を提出するもの。

2 変更内容

3 団体の水道事業を大阪広域水道企業団の共同処理する事務とするため、大阪広域水道企業団規約の別表第 2（企業団が水道事業の運営に関する事務）に 3 団体を追加する。

変 更 前	変 更 後
別表第 2（第 3 条関係） 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	別表第 2（第 3 条関係） 岸和田市、<u>泉大津市</u>、八尾市、富田林市、<u>箕面市</u>、柏原市、<u>門真市</u>、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和8年度守口市一般会計補正予算（第3号）
1 歳入歳出予算の補正

（単位：千円）

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫 支出金	府 支出金	地方債	その他	一般財源	
守口市総合スポーツ大会開催事業	総務費	総務管理費	スポーツ振興費	報償費	960					960	
				需用費	1,300					1,300	
				役務費	252					252	
				使用料及び賃借料	3,164					3,164	
スポーツ振興補助金事業	総務費	総務管理費	スポーツ振興費	負担金、補助及び交付金	2,500					2,500	
カーボンニュートラル推進事業	総務費	総務管理費	公害対策費	委託料	11,600	5,800				5,800	・地域未来交付金（地域未来推進型）
				使用料及び賃借料	130	65				65	
障がい者福祉システム改修業務委託事業	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	委託料	6,723	3,361				3,362	・障害者総合支援事業費補助金
守口市高齢者補聴器購入助成事業	民生費	社会福祉費	老人福祉費	負担金、補助及び交付金	2,750					2,750	
生活保護事業	民生費	生活保護費	生活保護総務費	委託料	845	422				423	・生活困窮者自立支援補助金
水道会計出資金事業	衛生費	上水道費	上水道費	投資及び出資金	19,743			19,700		43	・上水道事業出資債
守口市同報系防災行政無線設備更新事業	消防費	消防費	災害対策費	委託料	17,648			17,600		48	・防災設備整備事業費債
守口小学校整備事業	教育費	小学校費	学校管理費	委託料	5,423					5,423	
				使用料及び賃借料	192					192	
			学校建設費	委託料	▲ 8,213			▲ 6,100	▲ 2,113	0	・義務教育施設整備事業費債 ・学校教育施設整備基金
				使用料及び賃借料	▲ 23,742				▲ 23,742	0	・学校教育施設整備基金
				工事請負費	精査中						
合計					▲ 166,513	-	-	-	-	-	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金-千円により財源措置します。

（参考）補正後の歳入歳出予算の総額	
補正前の額	76,765,365 千円
補正額	▲ 166,513 千円
補正後の額	76,598,852 千円

2 継続費の補正
(変更)

(単位:千円)

事業名	補正前			補正後		
守口小学校建設工事	7,389,800	令和6年度	1,135,233	7,689,521	令和6年度	1,135,233
		令和7年度	4,908,420		令和7年度	4,908,420
		令和8年度	1,346,147		令和8年度	精査中
					令和9年度	

3 債務負担行為の補正
(追加)

(単位:千円)

事業名	期限	限度額
カーボンニュートラル推進事業	令和10年度	4,837
守口小学校建設工事監理業務委託事業（追加分）	令和9年度	24,325
守口小学校建設工事に伴う仮設校舎賃貸借事業（追加分）	令和9年度	65,845

4 地方債の補正
(追加)

(単位：千円)

起債の目的	限度額
防災設備整備事業費債	17,600

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	限度額		
上水道事業出資債	54,900	→	74,600 (+19,700)
義務教育施設整備事業費債	2,210,300	→	精査中

令和 8 年度守口市水道事業会計補正予算（第 1 号）

1 資本的収入及び支出の補正

収 入 (単位：千円)

款	項	補正額	備 考
資本的収入	企業債	▲ 19,700	(目)企業債 (節)企業債
	他会計出資金	19,743	(目)他会計出資金 (節)他会計出資金

支 出 (単位：千円)

款	項	補正額	財源内訳			備 考
			国庫補助金	企業債	その他	
資本的支出	建設改良費	7,000			7,000	(目)設備改良事業費 (節)配水管改良費

(参 考)資本的収入及び支出の総額 (単位：千円)

	補正前の額	補正額	補正後の額
資本的収入	1,097,594	43	1,097,637
資本的支出	1,857,510	7,000	1,864,510

2 企業債の補正

(変更) (単位：千円)

起債の目的	限度額			
配水管 整備事業	695,000	→	675,300	▲ 19,700
合 計	970,400	→	950,700	▲ 19,700

教育委員会独自調査による報告書に情報共有について

令和7年度 第9回行政会議 会議録 R7.10.24 (金)

P6

【平田】聞き取りを行った担当者ど、聞き取り内容を教えていただきたい。

【高橋教育部長】担当主任へは、現在次長に聞き取りさせている状況(※1)であり、その内容は現時点では把握できていない。
(※1) 聞き取りを実施しているとの発言

令和7年度 第10回行政会議 会議録 R7.10.30 (木)

P5

【平田】先週金曜日の24日から約1週間が経過する中で、進捗状況や新たに分かった事実など、報告いただけることはあるか。

【高橋教育部長】今週(週始まり27日)(※2)になり、関係職員及び事業者等にヒアリングを行っている。取りまとめられれば、議員をはじめ皆様にも情報共有させていただきたい(1回目の発言)。

確認1 ※1と※2 10/24には主任への聞き取りは実施していたのか、10/27から開始したのか。

令和7年度 第14回行政会議 会議録 R8.1.13 (火)

P7

【平田】10月30日の行政会議後で高橋部長から、今回の件については、一定議会と我々に報告するという話があった。少額随意契約や未払いの件のみになっているのか、それとも金品の受領や、いわゆる収賄・贈賄も含めて議論の対象となっているのか。

【高橋教育部長】現在、ヒアリングを行った結果についての報告書案を作成しているところ。その結果については、皆さんにご報告させていただきたい(2回目の発言)と考えている。
これまでのヒアリングの中では、そのような事実は確認されていない。

令和7年度 第14回行政会議 会議録 R8.2.2 (月)

P20

【平田】1月の行政会議で収賄の話を出し、高橋部長からは収賄の事実はなかったという話を聞いたが、議会にはすでに事件性がないことは報告しているのか。状況を教えてほしい。

【高橋教育部長】そういった事実はないと議会にも報告している。ただ、最終的な調査報告書は現在調整中であるため、今月中には出来上がる(3回目の発言)見込み。その内容を踏まえ、再度議会に説明する予定。

確認2 教育委員会独自調査による報告書に情報共有について

容疑者扱いされた職員に対する対応について

令和7年度 第14回行政会議 会議録 R8.2.2 (月)

P20

【平田】事件性は、今のところないという認識でよいか。また、当事者には報告しているのか。

【高橋教育部長】当事者本人も元々、そういった事実はないと言っている。

【平田】当事者本人は、元々のきっかけは自身が収賄をしたと疑われているところからスタートしているため、そこは誤解を解かなければならない。本人が一番つらい思いをされたと思うので、そこは速やかに報告していただくべき。

【高橋教育部長】また報告する。

【R8.2.3 (火)】

教育総務課 異課長代理から〇〇さん（疑いをかけられた本人）に荷電

「高橋部長から電話するようにと指示され電話しました。今回のさつき学園件、金品の授受はなかったとの事です」的な内容。

謝罪等一切なし

確認3 謝罪等がなされていないが、今後どのように対応される予定か。

瀬野憲一市長及び田中実教育長によるパワーハラスメント疑惑に関する調査特別委員会

調査報告書 令和8年3月19日

平田誠申出書について

事実に対する評価

『田中教育長の言動は、パワーハラスメントに当たらないとしても、部下に精神的負担を与えていたことは複数の証言からも明らかであり、極めて不適切な言動と認められうるものである。

教育長という役職は、教育委員会のトップであることからしても、田中教育長には強く改善が求められる。』

1) 田中教育長不在となった現状で、教育委員会はどのように考え対応されるのか？

調査報告書 令和8年3月19日

山根幸治氏申出書について

事実に対する評価

『守口市としては、本問題を再調査し、再発防止に努めることが望ましいと考える。』

2) 収賄の有無ではなく、一職員を追い込むような対応になっていなかった等、調査を実施する考えはあるのか。

公正職務等審査委員会

答申書 令和8年3月27日

答申の趣旨

当委員会は、審査の結果、下記のとおり勧告する。

記

『教育委員会内において、今後の業務改革を円滑に進めるためにも、教育長と各部署間、及び各部署の間においても、お互いの職責に配慮しながら意見交換、情報共有などのコミュニケーションを更に図るべきである。』

3) 1) 同様に田中教育長不在となった現状で、教育委員会はどのように考え対応されるのか？

※市の答申を受けての判断は不明瞭のため情報公開請求を行います。